

広島県告示第四百八十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定によって、次のとおり指定自立支援医療機関の名称の変更の届出があった。

平成二十三年五月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 病院又は診療所

名 称	新	旧	所在地	自立支援医療の種類	標ぼうしている診療科名	指定自立支援医療を主担する医師又は歯科医師の氏名	変更年月日
双樹クリニックス	新	旧	廿日市市新宮二丁目一―一五	育成医療・更生医療	腎臓	永井 賢一	平成二十三年一月一日

二 薬局又は指定訪問看護事業者等

名 称	新	旧	所在地	自立支援医療の種類	変更年月日
柘薬局	新	旧	府中町大須二丁目一―一	育成医療・更生医療	平成二十二年一月一日